

## 吉野川の歴史(その5)

一 徳島の地方新聞にみる明治年間の治水動勢 一

徳島大学 正会員 澤田 健吉

### History of Yoshino River (Part V)

Movements of River Embankings in Meiji Era Written in Local Papers

by Kenkichi Sawada

#### 概 要

吉野川の過去の実態を豪農や庄屋の日記、藩法や諸報告、各種の民間治水論を検討することで想像しているが、本論では明治時代に発刊された徳島の地方新聞を資料として検討した。吉野川は過去氾濫を繰り返して来たが、現在下流平野は大堤防に護られて全てを忘れ去ったように見える。明治時代はこのような大転換を始めた時であって、この間には官側と民側の間の意識の違いのため、いろいろな事件が発生している。またこのような事件の間でも間違いなく洪水は発生している。したがって官民の意見の対立と、それに大きな影響を与えたであろう洪水の実態を具体的に知るのには、吉野川の歴史を調べる上できわめて興味深い研究テーマになる。本論ではこの目的のため、官側で編集した資料だけではなく、民側の動きを記録している新聞を利用することを考えた。

この結果洪水の持つ種々の型、したがって被害の状況の差を確認出来、また治水工事の計画の進展の過程と、洪水の発生を編年的に並べることにより、個々の事件を歴史として連続的に解釈することが出来るようになった。この場合前記の被害の性格の違いを考慮すると、解釈の興味は一層深いものになる。(河川・行政・明治期)

#### 1. まえがき

吉野川の下流平野は繰り返される洪水を受けながら、その間に治水事業を完成して来たが、その時起った事件と洪水のからみ合を整理してみるのには興味深いことである。ここでは明治時代発刊され、県立図書館にマイクロフィルムで保存されている徳島の新聞を資料として、具体的な検討を試みた。なおこれは前報まで吉野川を見る手段として、いろいろ違った種類の資料を使っている報告の一つにもなる。

しかし取り扱う洪水の規模を決めるのは問題で、被害の大きさの相対評価を適当に行なうのは容易でない。徳島では昭和7年頃徳島県史を編纂する時、附帯事業として災異誌を編集している。これは主として昭和初年までに発行された村史や郡史の災害に関する記述を編年的に組み直したものらしく、被害程度の相対的評価は充分とは思えない。したがってこれから受ける印象だけをたよりに、洪水を区別す

ることは出来ない。

そこで大正元年の新聞の洪水記事の中で、過去に受けた洪水の被害額をランク付けした記述を、検討を始めるに当たり、最初の指針とした。それ以外に明治17年デレーケが吉野川の調査に来た時見たとして有名な洪水や、町村史に記述されている有名な大災害を起した洪水などを拾い上げた。その後でこれらの洪水の発生日を中心にして、その間数ヶ月の新聞記事に注目し、被害の特長を調べることにした。

一方これにからむ事件の選定も、本論の性格を決める重要な意味を持つもので、先ず徳島県議会史が吉野川問題として取り上げたものを対象にした。ただ上記文献では当然県会における発言が中心で、関連した地元の動きの記述がない。したがって本論ではこれも新聞記事の中に見出そうとした。

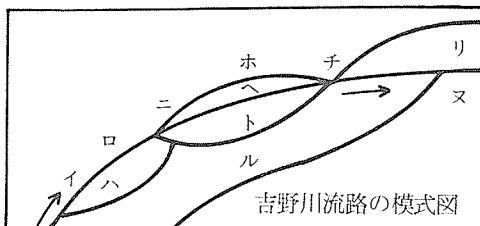
これにより洪水被害の特長や多くの事件が如何に議論され結論されたかを見ることになる。分類され

ることがあっても洪水自体は同じ自然現象で、それを取り巻く社会条件が変化したことで、違った効果を生み出す事がわかって来る。しかしこれらの記事は読む人の立場によって、また読む人の主義によって理解が異って来る。また新聞記事は記者の観察によって内容が異って来る。さらに時代的に連続して一つの立場からの記述が得られるとしても、土木工学を専攻する者に必ずしも満足を与える精度のあるものではない。このような限界はあるが、ここに技術の領域に歴史の流れを感じる一つの切口を求めようとした。

なお時代を明治に限ったのは、吉野川における第一期の改修工事の期間として、いろいろな事件があつて問題はあつたが、明治の初期から大体の方針が決まった明治時代一ぱいをとるのが良いと思つたからである。言い代えると、始めは前回の報告で述べた民間治水論の実質的なものが明治7年の疎鑿迂言で終つてゐるためであり、終りは大正時代になると支川や吉野川に並行する他の中小河川の改修工事が複雑に入り組んで問題を難かしくし、さらに吉野川の分水問題も入つて来るので、一先ずここで記述を打ち切りたと思つたためである。こうして藩政時代の普請から明治時代の工事へと状況がかわつて来る様子をとらえることが出来る。

## 2、ハケ村堤訴訟事件

明治になつて起きた最初の事件としてハケ村堤訴訟事件がある。これは前報で吉野川沿岸の村々が自分達の力の及ぶ範囲で独自に作つて来た堤防が、全体としての統一を欠き相互に悪影響を及ぼし合うようになった、と指摘したことの実例である。



ハケ村堤附近の吉野川の流路を模式的に書くと上図のようになる。イロニヘチヌが現在の吉野川本流で、当時はチリが本流でチヌは別宮川と呼ばれた。イハニは江川、ニトチは神宮川、ルヌは飯尾川である。チは河口から14 Kmで第十堰、ニは19 Km

で西覚円、イは27 Kmで知恵島になる。ニヘチはニホチの引堤で7項の記述の対象になる。

ハケ村堤とはニホチの幹流の右岸に築かれ、さしあたり名西郡の洪水被害の中心地を護るものであつた。しかし明治8年に派川の江川と神宮川の右岸に連続堤が作られ、イの江川ニの神宮川の入り口が堰き止められた。これは水流を幹流にのみ流す考であつたが、神宮川の下流端チの所に堰き止め工事がなかつたため、ここから洪水が逆流し被害が大きくなった。この地区の農民は県庁土木課の処置を不当とし、訴訟を起している。両川の堤防に囲まれた地区が遊水池になり、さらに背後にある飯尾川への越流が止められたので、湛水の長期化が問題になつたのと思われる。

地方長官を被告として訴訟を起したのは滋賀県の用水事件が最初で、次がハケ村堤事件であり、当時徳島にも自由民権運動があり、農民が地方長官を相手に訴訟を起すのを見て痛快がる風潮があつたと言われている。この訴訟は大阪高等裁判所の判決では県庁側が、上告した大審院では農民側の勝訴になつてゐる。この事件とこれより10年余り後に起き、前期の吉野川改修工事の中断をもたらしした西覚円の破堤事件が全く同じ舞台上で起きているので、ハケ村堤事件は治水工事の原点に置くのに値する事件と言える。

## 3、デレーケの来訪

明治17年6月のデレーケの吉野川調査は今日重要な出来事として扱われている。しかし当時の新聞はあまりスペースを割いて報道していない。16日付けで、13日来県し、14日に津田港の調査に行ったこと、27日付けで、脇町辺まで行って25日に帰り、昨日は板野郡板東村に向つたこと、2日付けで1昨日撫養から帰り昨日は勝浦川を小松島辺まで視察し、次の日第十堰に流量測定に行ったこと、最後の記事は5日夜の帰阪を報じただけである。

滞在中彼が見たのは、22日夜から降り出して、27日の夜から暴風雨となつた雨による28日の洪水である。この時惨状を極めたのは高原村島名の堤防とあるが、これは前記神宮川の堤防と解される。吉野川の水位は前図イの附近で2丈であり、中位の洪水である。寅年の洪水にも劣らずとか、2、3尺

低いだけとかの記述があるが、これはこの間に見るべき洪水が無かったのを示すだけで、決して大きな洪水ではない。ちなみに寅年の洪水とは、慶応2年の洪水で、明治以前に徳島を襲った洪水中最大のものとされており、この時の水位は後の洪水で屢々比較の尺度とされている。

デレーケの吉野川検査復命書との関連で被害の状況を見ると、第十堰の下手の埋没が重要な意味を持って来る。阿讃山脈からの谷水は少ないと書いてあるから、河を埋めた砂は上流からの流出でなければならぬ。地水と言われて下流に降雨の中心がある場合、第十堰下流の河道の埋没が少ないのは後の記述からわかって来る。デレーケが吉野川でたまたま洪水を見たことは幸運であったが、それと同時にたとえ中型であっても、見た洪水の型が適当なものだったことも強調する必要がある。この時見たものは直接復命書の記述の中に反映されている。すなわち中型の洪水で簡単に埋まる旧吉野川の流路を廃棄する点、砂の発生源として上流の山地斜面を特定する点、第十堰上流の川巾の狭少を指摘する点である。

北岸に連なる扇状地を形作った阿讃山脈からの流出の多かった翌18年の洪水を見ていたら如何なる報告を出すであろうか、この時の記事には第十堰の埋没はない。また上流の焼畑の山地の一般的な害を述べても、彼の滞在日数ではどこまで実態を掴み得たであろうか。彼の吉野川遡上地点に関しては、多くの文献が一致していない。前回の報告で紹介した庄野太郎は高川原村から土佐国境まで往復するのに10日を要している。堤間の狭少に関しては、ハケ村堤訴訟事件は関係が大きい。

#### 4. 茶園嶽の崩壊

明治18年7月紀伊半島に上陸した台風により、阿讃山脈に集中的な降雨があった。6月29日から降り続いた後、7月1日ついに洪水になった。したがって急激な出水という感覚はなく、最初は湛水が話題になっている。徳島市では20年前の寅年の洪水と比較し近年未曾有の大洪水と言い、前年の洪水を問題にしていない。しかし中流30kmの南岸川島の水位は前年の方が4尺高く、地水と土佐水の違いをはっきり示している。

すなわちこの年の洪水は大きなものでなく、寅年

の洪水とくらべられているが被害は小さい。幹流の堤防は殆ど切れていない。洪水の度に破堤が問題になる覚円の堤防が、水防の働きによってかろうじて決壊をまぬがれた事實は、次の事件の伏線として重要なことと言える。その反面阿讃山脈から流れ出る支川、特に宮川内谷川や曾江谷川などの大きな支川の被害は大きい。板野・阿波郡など北岸の田圃と堤防の被害や、美馬・三好郡の山岳崩壊の被害統計からこれを知ることが出来る。

この時曾江谷川沿いで吉野川の合流点から僅か4kmの所にある茶園嶽で、60町の大崩壊が発生して人家を埋没し3名を圧死し曾江谷川を堰き止める被害を出している。これは谷川の出口の広い所で起き、場所的な特長でも注目されるが、その他地元から反対の出た設計の復旧工事を国が強行し、成巧することによって反対を感謝にかえたエピソードまで含んでいる。

今一つ重要性を評価しなければならないものに、復旧に関する論説がある。復旧工事は時期を失しないよう早急に着工すべきである、と言う積局的な意見である。改修工事の国庫負担が決まった後では、この考え方が変化しているのを15項で見るので気憶しておかねばならない。

なおこの台風は大阪にも大きな被害をもたらし、淀川の改修の契機になったと言われている。徳島でも翌明治19年は土木行政的に重要な年であり、重要な決定が相次いでなされている。この計画にはまだ県外からの働きかけの影響も強いようで、単純には判断出来ないが、この明治18年の被害の影響は見過すわけにはいかない。

#### 5. 四国新道

明治19年は1月の四国新道の開鑿を議論する臨時県会から始まった。四国新道とはほぼ現在の国道32号沿いに香川県の多度津から高知市に至る道路である。道路の問題を扱うのは場所違いの感があるが、一方の大土木事業をあげて、経費負担の方法や賛否の立論の根拠を見るのは重要なことである。

経費の県内事業分は明治18年から6ヶ年半の総額18万9千余円で、全体の $\frac{1}{3}$ を国庫に、4万円を寄付金に、残りの6万3千余円を地方税による計画であった。県会では地方税の支出の可否が論じら

れた。四国新道が徳島県下を通るとは言っても、県西の三好郡だけの問題で、三好郡の直接の負担金は寄付金の4万円だけで、しかもその内1万5千円を箸蔵寺が負担している。明治40年の吉野川改修計画決定の県会で、地方税の不均一負担が問題になってくるので以下の記述は大切である。

この計画に対して反対側は、現在民力が衰えているので県民全体の財産である地方税では負担出来ない、これは三好郡だけが関係するもので、地方税の負担に値しないと言っている。一方賛成側は、国が費用の $\frac{1}{3}$ を出し、しかも香川・高知県も着工を決めているこの機会は大切であると言っている。反対側は、このような無形の利益は信ずることは出来ないと言い、賛成側は、この道路により祖谷山の山間から物資が運び出され、池田から吉野川を下って徳島に集ることや、工事に地元の人夫を使うと金は県内に止まり民力を養うことを言い、道路の開鑿は決して無形の利益ではないとしている。

議論伯仲のため、国庫や地方税の総額を6年半の間に均等に配分せずに、前期に国庫の割合を多くしたり、国庫の年限より地方税の年限を長くして単年の負担を軽くするような妥協案が出されたが、結局原案が多数の賛成を得て成立している。しかし現実には予算を超過し、白地の吉野川に架る三好橋を後年別途予算で建設し、実質的な妥協をしている。

着工式の時期新聞に出た寄書に現在の四国横断・縦断の高速道に対しても当てはまりそうな面白いものがある。県民がこのように巨額の予算さえ出せば、利益は居ながらにして得られると思うのは誤りで、唯だ開鑿ただけでは道巾が広くなり高松・高知・松山が近くなったと言うだけである。取れるだけの利益を取り、使えるだけ使い、今から充分計画を練り高知・愛媛の両県民に先を越されぬよう、四国以外の者に優位を取られぬようしなければならない。このような記述が見られる。

## 6. 前期改修計画

明治19年は12月に2度目の臨時県会が開かれ、今度は吉野川改修工事費の議決が求められた。政府が国庫により吉野川の航路の改修を行なうから、徳島県も同時に地方税で水害防除の工事行ないたいという計画で、総工費22万4千円余の内16万円余

を地方税、残り6万4千円余を町村費及び寄付金によるとする案である。最初この工事計画の存廃のみを議論し、例によって民力の評価が論点にした。しかし吉野川の洪水により痛めつけられている現実は何れもとし難く、改修に反対するものは少なく、25対9で可決している。

問題は町村費及び寄付金と地方税の負担割合で、総工費22万4千円余から砂防費と第十堰修繕費を除いた16万2千円余の配分問題である。原案は県6に対し町4の考えであった。川除普請の5公5民の慣行を重視する側は、折半を、新しい時代に則した新しい制度を望む側は、県民全体が等しく負担すべきものとして県8に対し町2を主張した。

旧慣を崩そうとする側は、この工事は通常の民間の請求によるものでなく政府の勸奨命令による特別の工事であるとか、折半は自村だけの狭い範囲の利害を考えた古い時代の理論だと主張している。5項の四国新道が地方税と寄付金だけだったのと同様に、地方税の負担を大きくすべしとの論もあった。河川と道路の性格の違いに根ざすもので重要な問題と思われる。河川工事の場合に低水工事が国庫の負担になっているのは、これが舟航路として公共のものであり、高水工事が地元負担を強いるのは農業が私的営みであるとの考えがあるからで、四国新道の場合特に発言はなかったがこの考えが共通の承認を得ていたのだろうか。結論としては6対4になっている。

## 7. 西覚円堤事件

臨時県会で激しく議論された改修工事はともかく着工されたが、進行は悪く遂に明治21年7月の洪水を迎えた。この時工事中の西覚円堤防は300間にわたって決潰し、改修史上に汚点を残した事件へと発展して行った。水位は2丈3尺で特に高くはなく、被災地も他に先年切れた西条村の先須賀堤があるだけだが、破堤が与えた影響は大きかった。

西覚円堤とは2項にある図のニヘチで、ニホチを引堤したものである。計画の必然性に関しては、八ヶ村堤訴訟事件やデレーケの指摘が思い出され、このため河道中間点から着工されたと解することも出来る。決潰で人家流失80戸死者30余名の被害を出し、その中には県職員の殉職も含まれている。

伯仲の議論の後で決定した工事のため、着工後に

も種々のわだかまりが残っていたと思われ、農民側の怨恨は専ら県の職員や内務省の監督員に向けられた。すなわち不要・不急の工事を強要し、堤外地の旧堤の土砂を使い引堤を作ろうとし、工事の進行に消局的であったことを不当とし、工事の中止をせまった。一方同じ被災者の中でも温健派は、いたずらに工事の不当をなじるのは得策でなく、来る秋の台風に具えて1日も早い復旧工事をめざすべきとして、正規の手続による国庫の補助を求めている。

これらの動きに対し事件直後県当局のとった態度のあいまいさは問題になったらしく、良い面として冷却期間を置く様になったこと、悪い面として農民を増長させたことがあげられている。しかし地元新聞の論説は県当局の側に立ち、天災ではあるが避けられなかった責任は県にはなく、農民の非協力にあると結論している。

農民は土地の買収に応じなかったり、工事用の土地の借上げに非協力的であり、人夫の募集にも応ぜず、工事の延期願書を内務大臣に提出したり、あげくは破堤直前の水防作業にも参加しなかった事実をあげ、覚円村民こそ地方税を水に流した責任を背わねばならぬと言っている。官尊民卑の通弊を改めるのが新聞記者である者の任であるが、この場合民権と言う主義で県の責任を言々することは出来ない。これが論説の概要であり、妥当な議論のようにも聞えるが、工事手順の問題とは言え旧堤の取壊しを急いだり、中間の西覚円堤を最初に手がけた理由など、不明な点があり、一方的な判定は出しにくい。

いづれにしろこの事件のため、国庫により着工したばかりの工事は中断のやむなきに至り、明治40年再度内務省による工事が決るまで、20年の年月無為に過すことになる。

## 8、高磯山の崩壊

明治25年7月の洪水は、松山の上を通った台風によるもので、徳島では高潮を伴い、大正元年9月の新聞で明治期最大の被害をもたらしたものと評価され、同時に明治中期に起きたいくつかの大型台風災害の最初のものになった。被災直後の報道は、高潮による徳島全市の浸水である。例によって寅年以来の洪水と言い、水位はこの時より高かったと言っているが、市内の水位が高潮のため特に高いのは当

然である。被災情報の範囲はその後名東郡・板野郡と拡がって行き、海岸沿いにある新田の浸水による被害を報ずるようになる。

次に出て来る記事は那賀川の中流にある高磯山の崩壊と、この土砂による那賀川の堰き止め、次いで起った決潰と下流平野の冠水である。海部川の上流保瀬でも同じ型の被害が出ており、勝浦川上流の葛又でも山腹斜面の崩壊が発生するなど、巨大災害はこの台風の特長とも言える。特に高磯山の崩壊で那賀川の水位は5丈も上ったので、決潰による下流の被害は大きかった。しかし明るい時刻に発生し、警報体制などの準備があったため、人命の損失が避けられたのは特筆されねばならない。

しかし他の台風の場合紙面を埋めつくす、数多くの堤防の決潰の記事はなく、神宮川堤の一部と思われる高畑村の1例があるだけである。堤防を破った水は新しい水路を鑿ちながら、飯尾川に流れ込み多量の土砂を堆積して大きな被害を出したとある。したがって明治期第一の被害を与えたと言われるものの実態は、多くの新田の被害の総計にあると言える。

今まで大規模な高潮の経験が無く、堤防が低いので、新田は高潮に対して殆ど無抵抗であったと思われる。堤防の高さに関しては、徳島県の郡村誌で確かめたが、麻植郡回りまで遡ると現在のものと大差ないが、沿岸防潮堤では大きく見劣りしている。沿岸の軟弱地盤上に高い堤防を作るのは、当時の技術ではまだ無理であったかもしれぬ。

いづれにしろこの時期各所の山嶽崩壊とか干拓新田の荒蕪など、大きな被害を受けた衝撃は強かったと思われる。改修工事を中止しても、しばらくは無事な年月を過ごせたが、ここに至って突然の大被災を受けたからである。これが西覚円の下流で別宮川に直面する井上村のあせりになり、次の年の門田議員襲撃事件へと繋って行くと考えられる。

## 9、門田議員の遭難

明治26年の県本会議に北井上村外3ヶ村堤の建設を含む、明治27年度土木費の支出案が突如提出された。北井上堤は総計9万4千円余で、内訳は地方税6万1千円余、関係村民に対する賦役の見積1万8千円余、寄付金1万3千円で、これを3年間に分け支出する計画であった。ここに国庫の補助の無

い工事の支出の型を見ることが出来、地方税の負担割合65%を知ることになる。

この案の提出は吉野川の派川別宮川は近年氾濫した時の水位が高く、しかもその回数が増えているためである。反対する側の意見は、全川の治水方針がまだ決まらず、しかも上流の堤防の出来ていない時に一局部の築堤を行なうのは良くない、井上村などの不幸を考えないではないが全体の方針が定まるまで待つのが妥当である、となる。賛成側の意見は、井上村などの惨状は国庫の支出が決まるのを待てるものではなく、国庫支出と言っても実質は補助だから、出来る所から着工に踏切るべきだ、となる。

この時は7対2で原案は否決され、反対派の先鋒門田議員が襲われたが、この問題は単純にこれだけで終わっていない。国庫支出が実際に決まるのは、これから15年も後になるのだが、翌27年の県会の会期中の新聞に次の論説が載っている。

徳島県は毎年姑息な修築に多額の出費を強いられ、土木費のために疲れ瘠せている。これは国庫支出の万一を期待しているためで、今日まだ其の大方針が出来ていないからである。治水の大方針を立て、これを実行に移すには当然巨額の経費が必要になるが、これを恐れてはならない。県と議会は進んで県民に方向を示すべきなのに、相互に責任を押し付け合っていたずらに日時を過している。政府の方針が問題なら土木監督署に質せば良く、これで計画のくい違いによる損失は防げるはずである。以上の意見は県の態度にしびれを切らした強硬なもので、昨年否決された原案の思想が生き続けているのを見ることが出来る。事実井上村などは、その後も洪水の被害を受け続けることになる。

#### 10. デレーケの再来

明治29年6月デレーケは浦戸湾の調査と同時に、吉野川上流の舟航路の調査をするため、再び徳島を訪れている。舟航路は高知県にとっては嶺南地方の物資積出しに必要なものだが、徳島県には洪水の疎通を良くし水害の激化を招く災の種である。ここでもデレーケと同行の徳島・高知の県職員3者の発言と、それを聞きとる両県新聞記者の解釈の違いが、守る立場の徳島の姿を表に出していて面白い。

しかし本論の記述の上で留意しなければならない

のは、徳島県知事が内務大臣に吉野川の測量を要請し、その結果デレーケの再来が実現したと言っている徳島県の立場である。もちろん高知県側では浦戸湾調査の途中であると言いき、考え方は違う。長い改修工事の中断期間中であるが、徳島県会が一方的に陳情を繰り返していただけでなく、内務省も一応の対応をしていたことがわかる。

今一つ大切なことと思えるのは、明治17年に吉野川検査復命書を書いたデレーケが10年後再来した点で、この間吉野川は18・21・25年と被害を経験している。彼はこれらの被害の状況を既に聞いていたとしても、吉野川を現実に見ることによって考えを纏め、周囲に語ったと思わねばならない。これらの被害は互に性格が異っていて、必ずしも検査復命書で彼が想定した状況で起っているとは思えない。彼が明治17年吉野川で洪水を見たことが重要なこととして語られているが、10年後再び訪れるまでに吉野川が上記の異質の被害を受けていたことも重要な意味を持つと言える。

#### 11. 下六条堤の決潰

明治30年9月の洪水は新聞紙上で読むことの出来る最初の、典型的な土佐水である。すなわち下流平野の降雨は少ないが、上流水源池に多量に降った雨で本流の水位は3丈3尺と高くなり、大規模な破堤が本流沿いに数多く起きた。最大のものは名西郡の下六条堤で起き、切巾は300間と言われ、影響範囲は一村や二村ではすまなかった。その他板野郡の先須賀堤の100間巾の決潰が報道されている。前述の井上村の如きは浸水深さが地上1丈5尺あり、浸水面積は一望湖水の如しと書くだけで、目測する気さえ起きないようである。これだけの被害ではあるが、土佐水のため勝浦・那賀・海部の各郡の被害は殆ど報じられていない。

下六条堤の破堤原因は、旧堤の後ろの新堤は堅牢に作られていたが、他村の多数に押し切られて水門を作るため切り開いたのが問題で、工事の竣工が遅れ洪水期になったにもかかわらず、上置砂を取除く誤を犯したためと言われている。先の西覚円堤の破堤ののこまとして下六条の農民は県庁に押しかけ、国庫補助の獲得を迫っている。しかし同じ下六条堤の下にある一方の佐藤塚の農民の、被害は下六条村

に劣らず国庫補助が不要であるわけではないが、手順をふむのが大切だから示威運動はしない、という対応は重要である。

先須賀の農民は避難場所を設けた堤防は、牛島堤より1丈も低く已に腹欠けも生じ、何時如何なる惨状を呈するかわからない状況なので、かねての希望通り移転料を貰いたい、と県に陳情する別の態度をとっている。極限状態の農民の種々の対応が見られる。ちなみにこの時代は河川法成立の直後で、吉野川に施行が決まるのは翌年の4月である。

なおこの洪水が典型的な土佐水であるため、興味ある記事が点在する。洪水を利用して土佐から流し出した流木が三好郡内に散乱し、しかもこれを片付けるために来た土佐の人夫が流木が堤防を破壊した責任に対して無神経である、三好郡で橋梁の流失が多い、土佐の大雨により下流の洪水を予想して警報旗が揚げられた、などである。そして最後の論説では従来通り、局部的な堤防では被害は防げず全体計画が必要である、その点西覚円堤の決潰の時原因を深く確かめず一局部の農民の暴走により工事を中止したのは残念である、と繰返すことになる。

この次明治32年には、明治期2位に位置づけられる被害をもたらした洪水があるが、残念ながらこの時の新聞は欠損している。

## 12、内務省による改修

明治40年4月内務大臣から徳島県に、吉野川改修は15ヶ年計画800万円の経費で施行するが、国庫支出はその内592万5千円なので残額207万5千円を納入するよう、と言う訓令がとどいた。この207万5千円の負担金をめぐり、徳島県はまた一もめすることになる。不均一派と呼ばれる人達は、河川工事の慣例に従って、一部は地方税で持っても残りは地元の現品賦役によるべきだと言っている。均一派の人達は、現品賦役は良い制度とは言えないから、この際地方税による均一賦課の前例を作るべきだと主張して争っている。

不均一賦課の前例を作ると那賀川の場合地元はもっと苦しくなる、現品賦役は一局部施工時代のもので現体制に合わない、県民の問題として運動して国庫改修にこぎ付けたのではないか、現在現品賦役制度をとる河川は少ない、不均一賦課で良さそうな道

路ですら四国新道の場合は地方税と寄付金で賄っている、平等な直接利益を均一賦課の条件にしていたらこれを適用する場所は無い、というのが均一派の主な論拠となっている。

均一・不均一派の融和を望むと題する寄書も、長年待ち望んだ国庫支出が決り祝賀会を開いても良い時、県会議員までが組して示威運動により均一・不均一を争うのは理解出来ない、と言っている。さらに、国庫が6百万支出する時2百万の負担で内わもめをするのは、この事業の可否が議論される時ならまだしも実施が決った後では見苦しい、従来の慣行は動かせないと言っているのは発展に遅れをとる、と均一派に組している。

この様な状況の時県会に出された原案は、地方税負担額の85%を均一に15%を関係町村に追加賦課する不均一案であり、15%も平均であって町村ごとに1等から7等まで賦課割合を変化させていた。これは、到底不均一派を満足させるものではなく県会は15%を25%に修正可決し、1~7等の割合が実状に合わぬことは新聞が実例をあげながら批判した、問題の多いものであった。

しかし最終的には25%は農民の負担の限度を超え福祉に反するとする知事の判断で、議会法の特例による内務大臣の命令で、原案通りの施行が決っている。藩政時代の5公5民すなわち50という値は、明治19年には40となり、明治26年には35になり、明治40年には知事の決断で県会の25を通り越して15になっている。

## 13、広戸口の決潰

明治40年9月には上位5つの中に入る大きな洪水に見舞われている。7日夜から8日の午前中に九州の東岸を北上し、山口県を通り日本海に抜けた台風によるものである。九州を北上中に速度が落ちたので、降雨時間が長く降雨量も非常に多かった。また出水中風が強く、風浪の影響の大きいのもこの時の洪水を特長づけている。

被害の状況を明治32年の被害と比較した記述が多いが、脇町における吉野川の水位が先年は3丈9尺、寅年で3丈1尺なのに対し本年は3丈2尺あったという以外新聞の欠損のため情報は得られない。この時の話題として吉野川の河口広戸口で、迂回し

ていた水路が砂州を破って直流したことがあげられ、水位と風浪の影響の大きさを物語っている。また逆にそれにもかかわらず、吉野川筋の主な堤防が無事であったのは興味の持てる点である。明治21年の西覚円堤や明治30年の下六条堤のような工事中のもの、流木などの漂流中の異物の影響を受ける不運が無いとすると、被害の状況は如何にかわるだろうか。板野郡の苅萱堤が洪水の時決潰したり、しなかったり、しかも結果がよく紙面に出るのは面白い。

いつれにしるこの年の吉野川筋の主な堤防は無事だったようで、被害の報じられている範囲は狭く、板野郡の川内村や名東郡の井上村が中心になっている。したがって被害額が大きいとすると、農業被害を考えねばならない。湛水時間の長さや風の強さは最悪の状況を作り出している。河口の流路が外海と短絡した結果満潮の水位が2尺も高くなったとすると、これが灌漑水路に大きな影響を与えずにはおらず、復旧は見掛以上に大変であったと思われる。3ヶ月でも改修工事の賦課負担割合の問題が解決した後だったのは幸運と言わねばならない。

#### 14. 善入寺島の遊水池化

この計画は明治42年3月に大阪土木出張所長の沖野博士が調査のため徳島を訪れた時、始めて明らかにされたよう書かれたものが多い。しかしこの案は明治40年6月に発表された吉野川改修工事概要の中に既に発表されているので、明治42年の博士の説明会の目的は別のところにあったと思われる。新聞に要約された博士の演説内容からすれば、着工前の一つの手続と解され、地元はこれで全てを現実のものとして覚悟をするよう駄目をおされたのでなかろうか。これからなお3ヶ年間測量設計が続けられるが、明治45年5月の起工式の時の新聞の対応は低調である。

この説明会での議論は、全てに内務省の意見に沿ったもので、県会報告には西覚円事件の時のようなことは今後決して言わないのを条件に今回の改修が決まったことが報じられ、県会議長の地元代表としての質問も期待を述べる程度のものである。土地の買収も善入寺島だけでなく、後で吉野川本流になる別宮川沿いでも巾800間の河川敷の確保のため、広大な農地が収用されているので、農民側にも言い

たいことが多くあった筈である。

県会報告では、農民は改修目的を阻害しない程度に買収面積を少なく、それが駄目なら買収を早く、それも駄目なら買収時期を明らかにしてほしいと言っているが、この点を内務省と折衝出来るか、また土地を買収された農民の身の処し方について先例を調査する必要はないか、と言った応答を読むだけである。このように農民は弱い立場に立たされていたが、明治44年と続く大正元年の洪水による善入寺島の被害は、なお残っていた思いを流し去り、買収許諾の決心を決定的にし、大正2年全ては解決した。

#### 15. 大牛堤の決潰

明治44年8月中心示度720mmの台風が四国を横断し、吉野川の水源地帯に大雨を降らした。大型の土佐水のため、被害の場所は先の明治30年の洪水と似ている。水位は脇町で危険水位3丈を越え3丈5尺以上にもなり、三好郡の上流では5丈4尺になったとある。

本堤の被害として著名なものに、板野郡西条村の大牛堤500間の決潰がある。これは先の洪水の時切れた先須賀堤の対岸で、現在は機能していないがまだその形が良く残っている堤防であって、この名が出て来るのは全体を通じてここだけである。高畑村の梶塚堤の決潰は名西・名東・麻植3郡の全面を水没し、なかでも井上村の被害は激しく、地上14尺に達した所もある。第十堰は土佐水のため今回も埋没している。遊水池化の決定した善入寺島は明治43年の洪水では浸水しても被害はなかったが、今度は堤防が決潰し浸水したので家屋の流失や人命の損失を出している。

支川の破堤や浸水の被害はもちろん数多いが、重要なのは今回の被害記事から、官民共に被害に対する考え方に変化の生じたのが感じられることである。すなわち、被害の復旧工事の補助を勅令の定める通りに国庫から貰うとすると、小額となり大部分の工費は直接県民の負担となると言う新聞の論調、補助の申請をするには書類の準備等に時間がかかり、復旧工事の時期を失する恐れがあると言う知事の談、敢えて被害は少ないと言う土木課長の談、などの消極性に気が付く。

今まで比較の対象が寅年の洪水であったのと違い



明治30年・32年の洪水との比較が多くなるのにも興味がある。明治31年4月に吉野川に河川法が施行されたことによる着と無関係ではなからう。さらに政府で明治44年度より18年間の継続事業として森林行政費1千6百万円を支出することが決まったため、徳島県にも相応の配賦がある、と期待した記事がある。徳島県でも各種の森林造成補助規則を定めているのは、国土保全や治水対策のことを考えているからで、と言うのは明治17年のデレーケの山林荒廢の指摘に応えたことであり、考えられる範囲が広がったのを示している。

#### 16. 最後の大洪水

大正元年9月県南の海岸を掠めて阪神地区に上陸した台風は、洪水・高潮などで大きな被害をもたらした。明治25年の被害は第一としても、明治32年の被害に繋ぐかそれと同程度のものになっている。台風の進路により被害は海部郡の由岐・日和佐で大きかったが、吉野川流域では板野郡の撫養や阿波郡の祖江谷川流域で大きくなっている。幹流では苅萱堤が決潰し、善入寺島でも10数軒の家屋の流失や178人の溺死があった。しかし大きいのは高潮による被害で、水源地には降雨は少なく、麻植郡から西では明治30年・32年の大被害に比べれば今年は被害はないと言えるぐらいである。

支流の被害や幹流でも下流における小規模の破堤は例によって数え切れず、その場所や特長を書き出すことは難しい。一帯が全面的に被害を受けている印象を持つが、新聞の記述から堤防の平均決潰巾のような定量的な特長を纏めることは出来ない。しかし被害の描写は明治25年の場合と全く同じであって、被害順位の1位と2位が共に高潮の結果であるのは非常に重要な点である。同じ2位にある明治32年の災害の実態は不明だが、脇町の吉野川水位が高いのでこれだけは高潮によるとは言えない。

この大正元年の洪水は吉野川改修工事の起工式が5月に行なわれた直後に起きたものだが、不思議なことに、この後大正時代を通じて大きな洪水の起きた記録はない。したがってこの洪水は第2位の被害をもたらすと同時に、吉野川本流の最後の大洪水となり、こうして大正15年5月の竣工式を迎えることになる。

#### 17. あとがき

徳島県は今まで吉野川の洪水に泣かされて来た、しかも蜂須賀藩は藍の栽培を優先し、治水には理解が無かったとされている。しかしこの結論が正鵠をえているかいなかは良く考えてみなければならない。藍が連作のきかない植物であることの問題が、氾濫による客土で解決されて来たとするれば、治水工事が行なわれなかった事実を裏側から証明することになる。しかし他領の河川とくらべ、ほんとに無理解であったことを正面からの証明することにはならない。阿波藩のように藍の栽培とゆう特殊な事状がなくても、農民は堤防を作るだけの力を持たなかった、と言うのも一つの仮説になるし、他領の河川とくらべる場合も幕府の直轄領かいなかななどを弁えておく必要がある。評価しているわけではないが、阿波藩が連続堤を作らなかつたのは卓見である、とする明治時代の治水雑記も読むことが出来るように、無理解を証明確認することは容易でなく簡単に結論の出るものでない。

しかし現在吉野川下流平野は大堤防に護られ洪水のことは忘れたようである。この変化は大きく、これに向かって方向の変化を始めたのが明治時代である。したがってこの時、治水の遅れを取り戻すための一連の動きの中で如何なる事件があったか、またこの期を避けず襲った洪水は如何なる被害をもたらしたか、また被害の結果が上記の事件に如何なる圧力をかけたかを知るのは興味あることである。

考察の結果それぞれの洪水の持つ型に従って、被害の特長を見分けることが出来、また治水工事の進展の過程とそれに洪水が重なり合う様子を編年的に並べることにより、個々の事件を歴史として連続的に解釈することが出来るようになる。すなわち計画の節目々に契機となる大被害のあったこと、この被害をバネとして動いた多くの人々の存在、これらは興味深いものであった。

なお被害や事件のあった日付を年・月までしか書かなかつたり、利用した新聞の日付けを参考文献としてあげるのを省略したが、これを行なうと非常に煩雑になるので了解頂きたい。その他の文献は本文の中で表現したつもりである。古い新聞を見落しなく読み切るのは容易な作業ではないので、後日見直しの機会は持ちたいと思っている。